

第108号議案

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年長岡市条例第9号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月4日提出

長岡市長 中小路 健吾

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府
令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)の施行に伴い、
条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡京市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。